

京都大学における動物実験の実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(総括管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 研究担当の理事(以下「担当理事」という。)及び公正調査・安全推進担当の副学長(以下「担当副学長」という。)は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>2 }</p> <p>3 委員会は、審議結果を<u>担当副学長</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。</p> <p>第6条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(動物実験の承認等)</p> <p>第10条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>担当副学長</u>は、委員会から第5条第3項の具申を受けたときは、当該部局の長にその実験の中止等を命ずることができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(動物実験の実施)</p> <p>第11条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等及び関連する本学の規程等に従うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(動物実験後の報告)</p> <p>第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物</p>	<p>(総括管理)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 研究担当の理事(以下「担当理事」という。)は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>2 }</p> <p>3 委員会は、審議結果を<u>担当理事</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 <u>第1項の委員には、動物実験に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めるものとする。</u></p> <p>(動物実験の承認等)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>担当理事</u>は、委員会から第5条第3項の具申を受けたときは、当該部局の長にその実験の中止等を命ずることができる。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>(動物実験の実施)</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、<u>放射性同位元素、放射線</u>、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等及び関連する本学の規程等に従うこと。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(動物実験後の報告)</p> <p>第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物</p>

改 正 前	改 正 後
<p>数、計画からの変更の有無等について当該部局の長を通じ、<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(施設等の承認等)</p> <p>第13条 } (略) 2・3 }</p> <p>4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設等の廃止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(実験動物の飼養及び保管)</p> <p>第17条 部局の長は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。</p> <p>(実験動物の健康及び安全の保持)</p> <p>第18条 動物実験実施者等は、<u>前条</u>により部局の長が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。</p> <p>(記録の保存及び報告)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(譲渡)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>数、計画からの変更の有無等について当該部局の長を通じ、<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(施設等の承認等)</p> <p>第13条 } (同 左) 2・3 }</p> <p>4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(施設等の廃止)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(実験動物の飼養及び保管)</p> <p>第17条 部局の長は、実験動物の導入、<u>微生物モニタリング等による健康管理等</u>実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。</p> <p>(<u>実験動物の導入</u>)</p> <p><u>第17条の2</u> 部局の長は、<u>実験動物を、関係法令等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 実験動物管理者は、<u>実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 実験動物管理者は、<u>実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るため必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(実験動物の健康及び安全の保持)</p> <p>第18条 動物実験実施者等は、<u>第17条</u>により部局の長が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。</p> <p>(記録の保存及び報告)</p> <p>第19条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(譲渡)</p> <p>第20条 (同 左)</p> <p>(<u>輸送</u>)</p> <p><u>第20条の2</u> 動物実験責任者は、<u>実験動物の輸送に当たり、実験動物の健康及び安全の保持並びに人への危害の発生の防止に努めなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(自己点検・評価)</p> <p>第24条 部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(実施規定)</p> <p>第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>2 <u>担当副学長</u>は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第2項、第19条第2項及び第24条の規定による報告を受けたときは必要な事項を<u>担当理事</u>及び<u>総長</u>に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合には<u>担当理事</u>及び<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、<u>第1項</u>の規定により必要事項を定める場合には<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p>	<p>(自己点検・評価)</p> <p>第24条 <u>部局の長</u>は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>担当理事</u>は、前項により自己点検・評価の結果の報告を受けたときは、当該結果を<u>総長</u>に報告するものとする。</p> <p>3 <u>総長</u>は、前項により報告を受けた自己点検・評価の結果について、<u>学外の者</u>による<u>検証</u>（以下「外部検証」という。）を受けなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第25条 (同 左)</p> <p>2 <u>前条第3項</u>の規定により外部検証を受検したときは、<u>検証結果報告書</u>を公開するものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第27条 <u>担当理事</u>は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第2項及び第19条第2項の規定による報告を受けたときは必要な事項を<u>総長</u>に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合には<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p> <p>第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>2 <u>担当理事</u>は、<u>前項</u>の規定により必要事項を定める場合には<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>